

専門学校山梨県立農林大学校成績考査規程

平成20年4月1日

学内規程第3号

(総 則)

第1条 専門学校山梨県立農林大学校学則第11条に基づく試験、成績の評価及び単位認定は、この規程の定めるところによる。

(試 験)

第2条 教科の単位履修認定は、試験によって行う。ただし、実験実習については、やむを得ない場合のほか全時間数を出席するものとし、出席、態度及び技能により認定する。卒業論文は提出をもって試験に換える。

第3条 試験は毎学期末に行う。ただし、科目終了時に行うこともできる。傷病その他やむを得ない事情で受験できなかった場合で、校長が認めた場合の試験に関しては、改めて受験できるものとする。

(受験資格)

第4条 試験を受けることができる者は、科目ごとの授業時数の3分の2以上出席した者でなければならない。ただし、傷病その他やむを得ない理由により3分の1以上欠席した場合は、出席時間数が当該学年の総授業時数の3分の2以上である場合に限り、追認試験の受験資格を与えることができる。

(授業の公欠)

第5条 欠席理由が次のとおりで、公欠願を提出し承認を得た場合は公欠とし、出席したものとして取り扱う。

(1) 忌引き

父母7日以内、祖父母、兄弟姉妹3日以内、おじ及びおば1日とする。

(2) 実習等による疾病および事故又は災害の場合は、その後の療養に必要な期間。

なお、医師の診断書を提出すること。

(3) 就職に必要な資格試験を受験する場合。

(4) 卒業後に海外研修を受けるため事前の研修会等に参加する場合。

(5) 就職試験を受験する場合。

(6) 事故及び交通機関の障害等により、著しく登校が困難な場合。

(7) その他校長が特に必要と認めた場合。

(評 価)

第6条 学科目の成績評価は、100点法により50点以上を合格とし、49点以下を不合格とする。実験実習の成績評価は、200点法により、100点以上を合格とし、99点以下を不合格とする。ただし実験実習は200点をこえない範囲で細分化するこ

とができる。なお、試験に替えレポートによる評価もできる。

(学籍簿の記載)

第7条 学籍簿の記載については、以下のとおりとする。

- (1) 学科目は90点以上を秀、80点以上を優、60点以上を良、50点以上を可、49点以下を不可とする。実験実習は、180点以上を秀、160点以上を優、120点以上を良、100点以上を可、99点以下を不可とする。
- (2) 本校課程におけるグレード・ポイント(評価により与えられる数値。以下「G P」という。)は下表に定めるとおりとする。

評価		学科目	実験・ 実習科目	G P
基準を大きく超えて優秀である	秀	90～ 100	180～ 200	4
基準を超えて優秀である	優	80 ～89	160 ～179	3
望ましい基準に達している	良	70 ～79	140 ～159	2.5
		60 ～69	120 ～139	2
単位を認める最低限の基準には達している	可	51 ～59	101 ～119	1.5
		50	100	1※
基準を大きく下回る	不可	49以下	99以下	0

※追認試験による合格者

- 2 グレード・ポイント・アベレージ(履修科目の成績の平均値。以下「G P A」という。)は以下のように算出する。
$$G P A = \frac{(G P \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録単位数}}$$
- 3 G P Aは本校で履修した単位のみを対象とする。
- 4 G P Aは各学年末、および前期終了時に算出する。
- 5 再履修を希望する学生については、学科目の評価及びG Pを置き換えることができる。

(追認試験)

- 第8条 試験成績が合格点に満たない者及び第4条のただし書きにより受験資格を与えられた者については、各科目ごとに追認試験を受けさせることができる。ただし、追認試験の評価は取得点が50点以上の場合においても50点とする。
- 2 実験実習の欠席時間数については、季節休暇中に補充実習を行う。

(他の大学等で履修した単位の認定)

第9条 大学、短期大学で履修した科目のうち、校長が特に認めた場合、該当する科目を履修したものとして認定することができる。

(1) 履修認定が認められる科目は、教養科目、専門科目とする。

(2) 認定を希望する学生は、履修したことを証明する書類(成績証明書等)授業内容のわかる授業計画(シラバス等)の写しを添付し、「単位認定願」を校長に提出しなければならない。

(3) 認定する単位数は、教養科目及び専門科目の卒業必要単位数の1/4以内とする。

(不正行為)

第10条 試験中不正行為があった者については、直ちに退室を命じ、その科目の評価を0点とし、学則第24条の懲戒処分とする。そのほか必要な事項は、校長が別に定める。

(その他) この規程で定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附則 この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。